

特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

- 在学中における連携に当たっても、必要なリソースを適時的確に活用していく観点から、教育と福祉、医療、労働などが互いの各種制度等について、最新の状況を理解することが重要であり、自治体は、関係部局が連携して、関係者に対し積極的に情報提供を行うよう努める必要がある。
- 特別支援学校だけでなく、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒も放課後等デイサービスを受けることが多くなっていることから、小中学校においても関係機関との情報共有、相談支援ができるような横の連携促進が求められる。

学校と福祉の連携の意義

① 同じ方向性を向いた一貫した指導・支援の実現

- ・個別の支援計画作成へ関係機関である福祉事業所が参画するなどにより福祉事業所が子どもの実態や目標の共通理解や役割分担が可能。

② 集団へのインクルージョンを目的とした支援の実現

- ・事業所のみでの支援では個別的な介入に偏ってしまい関係性支援が難
- ・事業所・学校それぞれの姿が異なることを前提とした支援

③ 進級・進学時のスムーズな移行支援が可能

- ・学校では進級時の担任の変更等が生じるが、放課後等デイサービスは継続的に関わることができるため、連携をすることでスムーズな移行支援が望める

④ 多様な視点をもったチーム支援

- ・福祉のみ、学校のみ、家庭のみでは子どもを見る視点が偏ってしまう
多様な視点があることで、問題が起きた時に解決策の選択肢を増やすことができる。

学校連携の形式と巡回相談との違い

	情報共有等	訪問支援	巡回相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス （「家庭連携」「関係機関連携」） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス （「保育所等訪問支援」） 	—
依頼/主体	児童の保護者	児童の保護者	学校または自治体
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・国/自治体9割 ・保護者1割 	<ul style="list-style-type: none"> ・国/自治体9割 ・保護者1割 	各自治体
実施者	福祉事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス 	福祉事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター ・保育所等訪問支援事業所 	各自治体の発達支援センター・教育センターなど
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通所児童への発達支援をより充実させるための、情報連携やケース会議、個別支援計画作成のための会議など 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援ニーズのある児童に対して、個別支援計画に基づいた定期的な学校での支援 ・学校の先生方との相談 	学校・先生方への相談・助言



保育所等訪問支援とは

「児童福祉法」に基づくサービス

- ー平成24年の児童福祉法改正で創設された新しいサービス
- ー児童発達支援や放課後等デイサービスと同じ「障害児通所支援」の一類型

障害児支援の体系⑥～保育所等訪問支援～

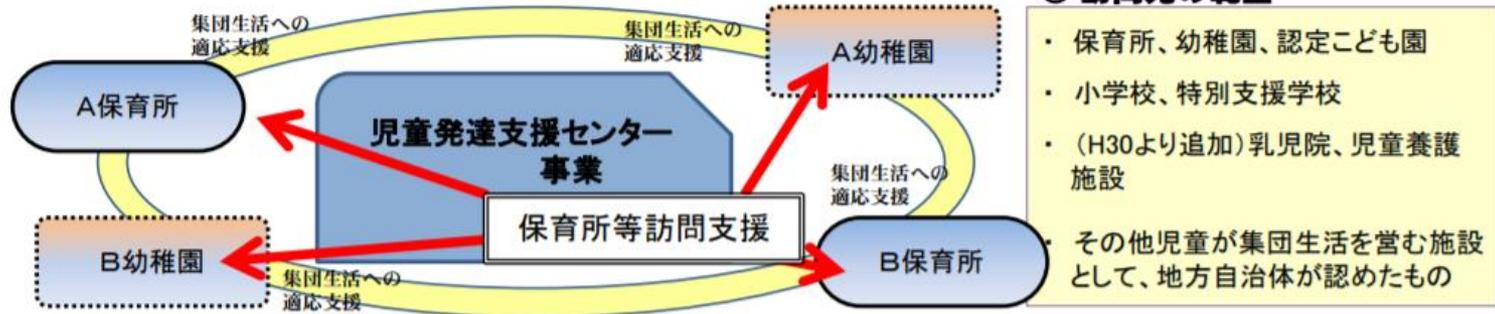
○事業の概要

- ・保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○訪問先の範囲

- ・保育所、幼稚園、認定こども園
- ・小学校、特別支援学校
- ・(H30より追加)乳児院、児童養護施設
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
(①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等))
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

訪問支援の形式

①就学時のスムーズな移行を目的とした訪問支援

- ・就学前半年間幼稚園・保育園に訪問し、その後小学校入学後の1学期終了まで訪問。
- ・園のできることに・難しいこと・必要な支援の情報を小学校に引き継ぐ。

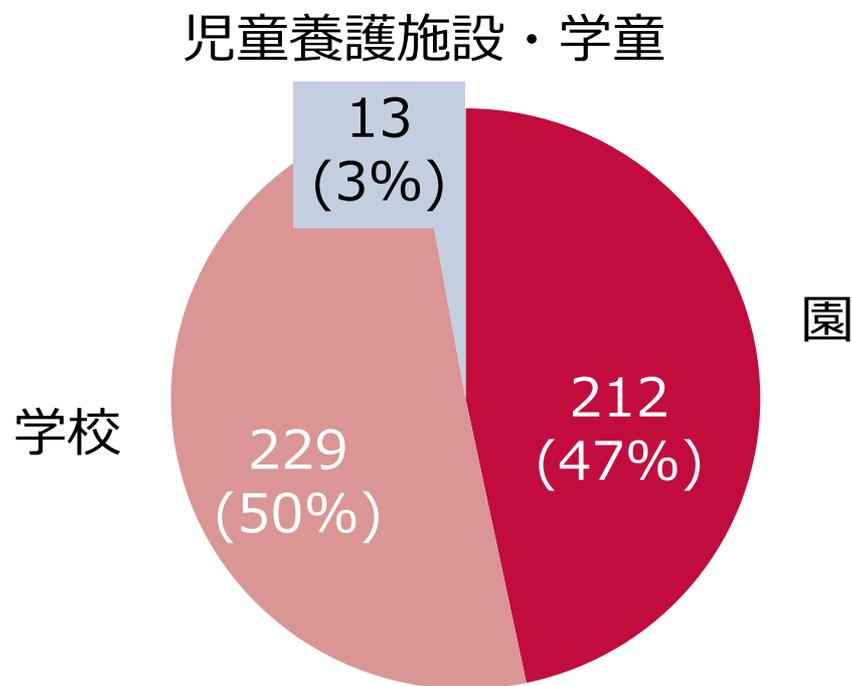
②困りごとに着目した継続的な支援

- ・学校での本人・周囲の困りごとに着目し、具体的な行動変容を目的とした支援
- ・応用行動分析に基づき、行動を分析し、必要な事前の工夫・事後の対応を先生と共に検討する。

※訪問回数は子どもの支給量により異なるが、概ね月2回~8回程度。

これまでの訪問支援の数（2020年3月）

全 454機関へ支援中



- 関東・関西・東海含む
- 通常級・支援学級半々、支援学校は3%程度。



事例（※一部加工）

学年：小学校1年生

訪問先：
公立小学校・通常の学級

訪問頻度：月5回

本児の特徴

- ・ ASDの診断あり
- ・ 一斉指示では授業への参加が難しい
- ・ 自分の世界に入り込み
独り言を言う
- ・ 聴覚過敏あり
- ・ LITALICO週1通所

周囲の状況

- ・ 30人学級
- ・ 他にも気になる子が5名程度
- ・ 3年目の先生
- ・ 保護者と学校の関係性はあまりよくない
- ・ 通級の利用を検討中

訪問支援の内容

- ・ 授業中の様子を行動観察、授業への参加が難しい要因を分析
- ・ 何をやるべきかわからない時に独り言が出たり自分の世界に入りこむ傾向にあることが判明
- ・ 担任・保護者とその旨を共有し、やるべきことを明確に教示するカードを作成、訪問支援員が訪問時に使用
- ・ LITALICOでも同じカードを使用し練習
- ・ LITALICOで定着した後に先生と相談し、担任の先生が使用開始



本日のながれ

1

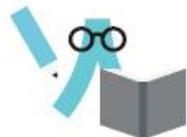
LITALICOの取り組み紹介

2

学校と福祉の連携事例

3

ICTを活用した支援者支援



個別支援計画サポートシステム

ICT を活用し、障害のある子どもへの個別化した教育の提供をサポート



①多面的なアセスメント
(行動やスキル等)



②目標と指導のポイント
をレコメンド



③目標に応じた教材や
プログラム、指導動画を提示

- アセスメントに基づく個別支援計画の作成に関し、専門的な見地からのレコメンドにより計画と指導内容の質的水準を確保
- 計画作成や教材作成に関する支援者の負担軽減
- 将来的には学校・家庭での様子、医療や福祉機関の記録を集約し情報共有を効率化

サービス概要

《計画作成支援ツール》《教材》《研修動画》を一体でご提供することで、教員の皆さまの基礎知識の獲得から計画等の作成・日々のご指導まで一貫してサポートいたします

計画作成支援ツール



- アセスメントに基づいた児童生徒の特性の把握
- 感覚・行動特性に応じた指導上の工夫の提案
- 特別支援学校学習指導要領に紐づいた教科の目標と手立ての作成支援



教材



- 計画作成支援ツールで設定した獲得スキルに応じた教材の提供



研修動画



- 特別支援教育の基礎知識に関する研修動画の提供
- 実際の支援場面を想定した、支援時のポイントに関する解説動画の提供

リタリコ
LITALICO 発達ナビ

個別の学び システムの導入

- 個別の計画の作成支援
- 10,000点を超える教材
- E-learning研修

(校務のICT化)

- 特別支援教育におけるICT利活用において、特に課題となるのは、校務のICT化である。まず、特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有することが困難な事例が少なくない。その背景としては、その内容について関係者間の連携が不十分な上に、これは、校務系の情報システムの基盤である統合型校務支援システムにおいて、特別支援教育に配慮したシステムが形成されていないことも一つの理由であると考えられ、こうしたシステムの未整備が、切れ目ない支援に向けた関係機関間の必要な情報の共有を難しくしている側面もあるとされる。今後、特別支援教育においても、より統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう、例えば、都道府県やシステムの開発業者に対して、特別支援教育に配慮したシステム開発を促していく必要があり、個別の教育支援計画の項目の標準化が必要との指摘も踏まえ、今後、文部科学省において、速やかにその参考となる資料を示すなど、支援を進めていく必要がある。

4. 関係機関の連携と情報の共有

- 特別支援教育においては、特別支援学校のセンター的機能などによる特別支援学校と幼・小・中・高等学校等の連携、学校と保健・医療・福祉・雇用との連携など、当該学校を超えた情報連携が求められる場合が数多くある。そのため、セキュリティなどに配慮しつつ、ICTを活用した情報連携が容易となるよう、関係機関とともに更なる課題の整理と検討を進める必要がある。

インクルーシブ教育における支援者支援

- ICTを活用することで個別化に対応できるように支援
- 地域との連携を推進

前提として…

- 支援者の権利が守られる労働環境
- お互いにちがいを活かし合う組織マネジメント